



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

酒類

主要な問題および提案



生產履歷管理

生産履歴管理

年次現状報告：新たな問題

- ❑ 欧州の酒類メーカーや食品メーカーは、1990年からEUで設けられている生産履歴管理システムを採用している。
- ❑ これにより、生産者は、特定のバッチや特定の生産地を容易に追跡可能となっている。
- ❑ さらに、これによって、製品の製造年月日を知ることができる。
- ❑ これは、欠陥商品の特定やリコールを行う上で、生産者と当局双方の助けになる。

生産履歴管理

年次現状報告：新たな問題

- ❑ しかし、一部の第三者輸入業者、通常は並行輸入業者やグレーマーケット輸入業者は、常習的に生産履歴管理コードを消去された製品を輸入している。
- ❑ EBCは、日本では並行輸入が合法であることや、並行輸入製品の市販が認められていることを承知しているが、政府には、生産履歴管理コードの削除に起因するリスクや問題を認識いただきたい。

提案

政府は、生産履歴管理コードを改ざんすることを違法とする法律を導入すべきである。





関税



関税

年次現状報告：進展なし

- ❑ 1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外のスピリッツに対する税率を大幅に引き下げた。
- ❑ しかし、スパークリングワイン、スティルワイン、シェリー酒、酒精強化ワインには依然一定の関税が適用されている。
- ❑ とりわけ重要なのは、スティルワインとスパークリングワインの関税率の格差である。
- ❑ 日本はスパークリングワインをほとんど生産していないにもかかわらず、関税率はスティルワインよりも高い。
- ❑ スパークリングワインに対する日本の関税率は、米国の場合の2倍、EUの場合のほぼ5倍である。



関税

提案

- EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。
- すべての酒類関係の関税の撤廃を、EU日本経済統合協定に関する交渉に含めるべきである。



製品定義



製品定義

年次現状報告：進展なし

- ❑ アルコール飲料の製品定義が曖昧であり、製法や地理的表示に基づく国際的に受け入れられた製品仕様に適合していない。
- ❑ 「ウイスキー」や「リキュール」の名称で販売される日本の酒類の多くのブランドは、欧州ではそうした名称の製品としては販売できないだろう。
- ❑ 焼酎や日本酒といった国産製品は、欧州から輸入される正当なウイスキー、リキュール、コニャックとは同じ酒税率の適用を受けない。
- ❑ これはコスト低下の形で国内生産者に競争上の優位性をもたらす。
- ❑ そうした不合理な定義の使用は、国内生産者に不公正な競争上の優位性をもたらし、日本の消費者を惑わし、本物の欧州産酒類の品質とブランド・インテグリティを損なうものである。



製品定義

提案

日本におけるアルコール飲料の定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

Tax

酒税



酒税

年次現状報告：進展なし

- ❑ 現行の酒税制度は複雑であり、ビール、ワイン、蒸留酒には10種類の税率が適用される。
- ❑ 財務省は日本酒の税率をワインに適用する意向を表明しているが、そうになると、税率が現在の1リットル当たり80円から、120円に引き上げられるおそれがある。

提案

課税目的でのアルコール飲料の分類は、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品を区別している欧州や米国と同じカテゴリーを用いるべきである。

